08 男女共同参画社会基本法及び第４次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会基本法
平成11年6月23日公布・施行

男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

【国、地方公共団体及び国民の役割】

国	・基本理念に基づき、5年毎に男女共同参画基本計画を策定 ・「積極的改善措置」(注1)を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施
地方公共団体	・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ・地域の特性を活かした施策の展開
国民	・男女共同参画社会づくりに協力することが期待される

(注1)社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。いわゆるポジティブ・アクション。

第４次男女共同参画基本計画
平成27年12月25日閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和７年度末までの「基本的な考え方」並びに令和２年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた計画。

① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行(注2)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進

③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備

④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用

⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化

⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上

⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注2)勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

10年間の時限立法(～ R8.3.31)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

《女性の職業生活における活躍の推進における基本原則》
①女性に対する、職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、女性の個性と能力が十分に発揮できるようにする。
②男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする。
③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思を尊重する。

改正前	改正内容 (改正法は令和元年6月5日公布、令和2年6月1日施行 ※ただし、101人以上の一般事業主への義務拡大は、令和4年4月1日施行)
●一般事業主（民間事業主）・特定事業主（国・地方公共団体）の役割	
・職場の女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析をした上で、事業主行動計画の策定、公表（一般事業主の義務対象は常用労働者301人以上の民間企業） ・女性の活躍状況に関する情報を公表（１項目以上）	⇒ 一般事業主の**義務対象を拡大（101人以上）** ⇒ **情報公表の強化（２項目以上）**
●国の役割	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針、事業主行動計画策定指針を策定 ・一般事業主に対する認定（えるぼし認定）を実施 ・公共調達における受注機会の増大等の施策を実施	⇒ より水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定を創設
●地方公共団体の役割	
・推進計画の策定、公表や国に準じた受注機会の増大等の施策を実施	

女性の活躍状況等の詳しい情報はこちら！

国・地方公共団体

女性活躍推進法「見える化」サイト

一般事業主（民間企業等）

女性の活躍推進企業データベース

2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日 公布・施行

社会の対等な構成員である男女が公選による公職等として政策の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることが、多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

基本原則

- ● 衆議院、参議院及び地方議員の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、<u>男女の候補者の数ができる限り均等</u>となることを目指して行われるものとする
- ● 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする
- ● 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする

→基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画を推進

国・地方公共団体の責務等

- ・政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする
- ・基本的施策（実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境の整備、人材の育成等）

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする